

【介護保険料 13 段階の設定について】

(単位：円)

段 階	対象者	割 合	令和 6～8 年度 (2024～2026 年度) 保険料年額
第 1 段階	生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または本人の前年の合計所得金額（年金分除く）と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.455 ※ (0.285)	36,363 ※ (22,777)
第 2 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額（年金分除く）と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.685 ※ (0.485)	54,745 ※ (38,761)
第 3 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額（年金分除く）と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	0.690 ※ (0.685)	55,144 ※ (54,745)
第 4 段階	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の合計所得金額（年金分除く）と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.90	71,928
第 5 段階	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の前年の合計所得金額（年金分除く）と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	1.00	79,920
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	95,904
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	103,896
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	119,880
第 9 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.70	135,864
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.90	151,848
第 11 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.10	167,832
第 12 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.30	183,816
第 13 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	2.40	191,808

保険料は小数点切捨て

※ 第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯全体を対象に公費による軽減措置を実施

※ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示の対象となっている方について、保険料が減免される制度があります。詳しくはお問い合わせください。